

志布志市教育委員会外部評価委員会

点検・評価報告書



学校給食費無償化事業



学力・体力向上推進事業



自主文化事業



ジョガー駅伝競走大会実行委員会事業

令和7年8月

志布志市教育委員会

目次

	ページ 番 号
1 はじめに	1
2 志布志市教育委員会外部評価の基本方針	2
3 志布志市教育委員会委員活動状況	4
4 点検及び評価点	8
5 令和 6 年度教育委員会委員名簿	10
6 各課主要事業の説明及び外部評価	11
① 学校給食費無償化事業	12
② 小・中学校施設老朽化改修事業	14
③ 学力・体力向上推進事業	16
④ 生徒指導推進事業	18
⑤ 自主文化	20
⑥ ジョガー駅伝競走大会実行委員会事業	22
7 志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程	24
8 志布志市教育委員会外部評価委員会委員名簿	25

1 はじめに

今から約1,350年の昔、大隅の地、高浜の庄に住む人々の志の厚さに感動された天智天皇が命名したといわれる「志布志市」。海あくまで青く、山野には緑したたり、健やかな市民の声が木霊（こだま）するまちとして、「志を高める教育」の推進を目指しております。また、市内各学校において、「知・徳・体・食」のバランスのとれた児童・生徒の育成のための新たな教育を推進しております。

第2次志布志市教育振興基本計画前期基本計画に基づき、本市教育行政の推進を図っており、基本目標である「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって、様々な施策を講じております。

また、「きらり輝く三つのおしえ」として、煮しめ（個性の伸長）・つけあげ（確かな変容）・にぎりめし（感謝の心）を基本理念に、学校・家庭・地域がしっかりと連携しながら、磨けば光る宝石の原石である子供たちが「きらり輝く」ための教育を推進しております。

令和6年度の本市の教育活動は、学校をはじめ家庭や地域の確かな教育力を基礎として、第2次志布志市教育振興基本計画前期基本計画に基づき展開されました。皆様の御支援・御協力と市当局の財政援助等に深く感謝申し上げます。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定におきまして、毎年、教育行政に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、公表することが義務付けられております。

教育委員会では、これまで以上に効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、教育委員会の主たる事務事業の点検・評価を行い、ここに報告書を作成しました。御高覧の上、教育委員会の事務事業等に御理解を賜り、御指導くださいますようお願いいたします。

令和7年8月
志布志市教育委員会

2 志布志市教育委員会外部評価の基本方針

1 概要

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成20年4月1日施行）に伴い、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが規定された。

志布志市教育委員会としても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、平成20年度から外部評価委員会を設置し、教育委員会所管の事務事業の点検・評価を行うものである。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 **教育委員会は、毎年、その権限に属する事務**（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）**の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。**

2 **教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。**

2 点検・評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 志布志市が行う行政評価システムとの整合性があること。
- (2) 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とすること。
- (3) 評価の客観性及び透明性を確保するための外部評価を導入すること。
- (4) 評価の対象・方法は、毎年度見直しを行うこと。

3 点検・評価の対象

- (1) 教育委員の活動状況
 - ① 定例及び臨時教育委員会の会議の状況
 - ② 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況
- (2) 教育委員会の所管する事務事業

第2次志布志市総合振興計画に掲げられた施策及び事務事業のうち、教育委員会が所管する事務事業とし、行政評価で実施した自己評価の中から教育委員会事務局で協議し、教育委員会で選定する。

4 点検・評価の時期

翌年度事業に、点検・評価の結果を活用するために、翌年度予算編成前の毎年10月までに行う。

5 点検・評価の手順

- ☐ 教育委員及び教育委員会事務局による自己評価
↓
- ☐ 外部評価委員会による評価
↓
- ☐ 報告書の作成
↓
- ☐ 教育委員会で報告書の決定
↓
- ☐ 議会への提出及び市民への公表

3 志布志市教育委員会委員活動状況

1 教育委員の状況

令和6年4月1日現在の教育委員数 4人（男性2人、女性2人）

2 教育委員会会議の開催回数 ※（ ）内は、前年度の回数

- (1) 令和6年度の数 定例会 12回（12回）
臨時会 1回（2回）
- (2) 定例及び臨時教育委員会での議案件数 23件（24件）
教育長に委任された専決等の報告件数 68件（65件）
- (3) 議事録の作成方法 要点の筆記 録音して取りまとめ
- (4) 定例及び臨時教育委員会における主な審議内容

期 日	審 議 内 容
4月22日 (月) 定例会	○専決の報告6件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 ○議案3件可決：市指定有形文化財（古文書・絵画・工芸品）の指定解除
5月22日 (水) 定例会	○専決の報告3件：行事の共催・後援 ○臨時代理の報告2件：志布志市社会教育委員の委嘱、志布志市公民館運営審議会委員の委嘱 ○議案5件可決：志布志市奨学生選考委員会委員の委嘱、志布志市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱、志布志市スポーツ推進委員の委嘱、志布志市スポーツ推進審議会委員の委嘱、志布志市地方文化財保護審議会委員の委嘱
6月27日 (木) 定例会	○専決の報告4件：就学すべき学校の指定、行事の共催・後援 ○臨時代理の報告1件：一般会計補正予算（第2号）に関する意見の申出 ○議案3件可決：伊崎田学園の施設一体型小中一貫校の整備方針の決定、奨学生の決定、志布志市立図書館協議会委員の委嘱
7月23日 (火) 定例会	○専決の報告9件：就学すべき学校の指定、区域外就学、令和7年度使用小中学校教科用図書の採択、行事の共催・後援
8月27日 (火) 定例会	○専決の報告4件：就学すべき学校の指定、行事の共催・後援 ○臨時代理の報告1件：一般会計補正予算（第4号）に関する意見の申出 ○議案1件可決：市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告
9月27日 (金) 定例会	○専決の報告11件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の共催・後援 ○臨時代理の報告1件：令和5年度一般会計歳入歳出決算認定及び一般会計補正予算（第6号）に関する意見の申出 ○議案3件可決：志布志市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則

	の制定、志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会設置規程の制定、志布志市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会設置規程の制定
10月30日 (水) 定例会	○専決の報告 5 件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の共催・後援
11月21日 (木) 定例会	○専決の報告 2 件：行事の後援 ○議案 2 件可決：志布志市歴史的建造物の活用を推進する条例の制定に関する意見の申出、一般会計補正予算（第 7 号）に関する意見の申出
12月25日 (水) 定例会	○専決の報告 2 件：就学すべき学校の指定、行事の後援
1 月 28 日 (火) 定例会	○専決の報告 2 件：就学すべき学校の指定、区域外就学 ○議案 1 件可決：学びの多様化学校の設置方針
2 月 21 日 (金) 定例会	○専決の報告 5 件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の共催・後援 ○臨時代理の報告 1 件：一般会計補正予算（第10号）及び令和 7 年度一般会計予算に関する意見の申出 ○議案 1 件可決：第 2 次志布志市教育振興基本計画後期基本計画の策定
3 月 9 日 (日) 臨時会	○議案 1 件可決：教職員人事案件
3 月 19 日 (水) 定例会	○専決の報告 8 件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の共催・後援 ○臨時代理の報告 1 件：工事請負契約の締結に関する意見の申出 ○議案 3 件可決：市教育行政の重点施策、志布志市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定、志布志市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定

(5) 会議運営上の主な工夫

教育委員会が策定する計画については、定例教育委員会における協議事項として、素案を示し、教育委員としての意見を述べる機会を設けることとした。

(6) 委員から出された動議について 該当なし

3 教育委員の研修会

7 月 31 日（水） 市町村教育委員会委員研修会（鹿児島市）
10 月 21 日（月）・22 日（火） 曾於地区教育協議会管外研修会（鹿児島市）

4 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

- (1) 学校訪問 小学校：2 校 中学校：1 校
(2) 入学式 小学校：4 校 中学校：4 校

- (3) 卒業式 小学校：4校 中学校：4校
- (4) 運動会・体育大会 小学校：6校 中学校：1校
- (5) その他 転入教職員宣誓式、市青少年音楽祭、青少年研修実行委員会等

5 学校運営報告会

- (1) 期 日 令和7年2月13日（木）
- (2) 場 所 志布志庁舎1階会議室
- (3) 出席者 教育委員、教育長、学校教育課長、学校教育課指導主事、教頭
- (4) 内 容

今年度の学校経営の成果と課題を踏まえ、次年度の学校経営の充実を図るために実施した。教育委員から各学校への質問、グループ別の学校ごとの課題に対して取り組むべき内容について指導が行われた。

6 総合教育会議

第1回	(1) 期 日 令和6年6月7日（金） (2) 場 所 志布志庁舎4階庁議室 (3) 出 席 者 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課2人、教育委員会事務局8人 (4) 報告協議 - ア 志布志市教育大綱の改訂に係る骨子（案）について - イ 曾於地区特別支援学校整備計画について - ウ 伊崎田コミュニティ協議会からの要望書について - エ 伊崎田学園保護者アンケート結果について - オ 伊崎田学園の施設一体型小中一貫校化について
第2回	(1) 期 日 令和6年11月19日（火） (2) 場 所 志布志庁舎4階庁議室 (3) 出 席 者 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課4人、教育委員会事務局7人 (4) 報告協議 - ア 志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会について - イ 志布志市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会について - ウ 志布志東部地区古民家再生プロジェクトについて - エ 志布志市教育大綱の改訂（案）について - オ 第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画（素案）について (5) 行政視察 - ア 学びの多様化教室「松風」（志布志運動公園体育館） - イ 学校給食センターで給食を試食
第3回	(1) 期 日 令和7年1月17日（金） (2) 場 所 志布志庁舎4階庁議室 (3) 出 席 者 市長、副市長、教育長、教育委員3人、総務課1人、教育委員会事務局9人

	(4) 報告協議 ア 志布志市松山地域の学校の在り方検討委員会について イ 志布志市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会について ウ 第3次志布志市スポーツ振興計画（案）について エ 第4次志布志市子ども読書活動推進計画（案）について オ 志布志市教育大綱の決定について カ 第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画（案）について キ 学校給食における食品ロス削減について ク 学びの多様化学校の設置方針について
第4回	(1) 期 日 令和7年3月11日（火） (2) 場 所 志布志庁舎4階庁議室 (3) 出席者 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課3人、教育委員会事務局6人 (4) 報告協議 志布志市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について

4 点検及び評価

令和2年3月に策定した第2次志布志市教育振興基本計画前期基本計画の基本目標である「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」の実現に向け、様々な施策を講じることにより、本市教育行政の推進を図っている。

これまでの取組の成果として、同計画に掲げる38の数値目標のうち、目標を達成したのは15項目で、達成率は39.5%となった。

前期基本計画の取組の成果や課題、社会状況等を踏まえて、令和7年2月に計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とする第2次志布志市教育振興基本計画後期基本計画を策定した。

今後は、後期基本計画に基づき、学校・家庭・地域・企業と連携を図りながら、私たち教育委員自身が学校訪問や地域との交流活動を通じて、現状の把握と課題の解決に努め、教育委員会と一体になって計画の着実な推進に取り組む必要がある。

学校教育において、豊かな心の育成、健やかな体の育成、確かな学力の定着を目指し、夢や目標、あこがれをもって努力していく児童生徒を育成する教育活動が展開されていくように、学校訪問や様々な学校参観等あらゆる機会を通じて助言している。

また、定例教育委員会におけるいじめ、不登校、問題行動等の報告を基に、現状把握に努めているが、引き続き、これらの解決へ向けて連携を図っていく必要がある。諸学力・体力検査等の結果についても、各学校の状況を見極め、「楽しくてたまらない授業」をつくるため、教職員の資質向上につながる研修の在り方についても検討していきたい。

社会教育においては、教育の原点である家庭の教育力の向上のため、各小中学校や幼稚園、認定こども園での家庭教育学級の開設を推進するとともに、講演会や子育て手帳による啓発活動を実施している。また、持続可能なPTA活動が展開されるように、市P連や各单位PTAに指導・助言を行い、家庭教育の充実を図っている。併せて、リーダー研修や国内外研修を充実させ、社会の一員としてできることを主体的に考えることができる青少年の育成に取り組み、社会教育の更なる充実を目指して取り組んでいるところである。

生涯学習は、オンラインによる学習サイトやHowTo動画の普及による学びの多様化の中で、対面で行う生涯学習を通じて、新たなコミュニティの形成や人との交流を得ることができるなど、市民が生きがいを感じられる講座の充実に努めるとともに、障がいのある方の生涯学習の在り方など、インクルーシブで持続可能な取組も必要である。

生涯スポーツについては、今年度から始まったスポーツ施設のインターネット予

約システムの運用や必要に応じた施設改修等により、市外の方々にも利用していただけるような環境を整備する必要がある。

今後の児童生徒数の推移を踏まえ、将来の担い手となる子供たちにとってより良い学びの場となる小・中学校の在り方について検討する場を設けるなど、地域の主体的な学校の在り方の協議を支援し、保護者や地域等での議論に向けて意識醸成を図る必要がある。

学校給食については、児童生徒の保護者の経済的な負担軽減を図るため、学校給食費を無償化することにより、安心して子育てができるよう支援を行っているところである。また、児童生徒が主体的に食に関わる取組、食品ロスがもたらす環境や経済への悪影響についても、食育を通じて学ぶ機会を設けることにより、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、学校給食における食品ロスの削減に向けた取組の推進を図る必要がある。

これらの取組とともに、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画及び第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、市長部局と教育課題を共有し、十分な意思疎通を図りながら、より一層の教育行政を推進していきたい。

※ 外部評価

委員の意見	子育て手帳については、PTA等で活用し、家庭の教育力の向上を図るためにも、年度当初の早い時期に配布することができるよう努めていただきたい。また、配布するだけでなく、どのように活用するかが大事であり、その活用方法についても検討していただきたい。 家庭教育学級については、家庭との繋がりを深めるために非常良い取組であるが、参加しない保護者に対して取組内容をどう届けるかが課題である。開催場所、時間帯等含め、多くの保護者に参加していただくための取組が必要であり、更なる充実を図っていただきたい。 今回、外部評価の対象となった6つの事業については、教育委員会の自己評価は全てAであり、外部評価委員会としても継続妥当であると評価する。 自己評価がAであっても、事業内容の見直しや改善等に取り組むとともに、課題解決を図り、より効果的な事業展開を期待したい。
-------	--

5 令和6年度 教育委員会委員名簿

(令和6年4月1日現在)

職 名	氏 名 職 業	任期 回数	当 初 任命日	現在の任期	女性委員	保護者	備考
教育長	ふく だ ゆう せい 福 田 裕 生 公務員	2	R3. 2. 24	R06. 2. 24～ R09. 2. 23			
委 員 (職務代理者)	まつ ばら はる み 松 原 治 美 会社役員	5	H18. 2. 24	R04. 2. 24～ R08. 2. 23			
委 員	しま づ よう すけ 島 津 陽 亮 会社役員	3	H28. 2. 24	R06. 2. 24～ R10. 2. 23		○	
委 員	つ まち ち よ こ 津 町 千 代 子 歯科衛生士	2	H29. 3. 4	R03. 3. 4～ R07. 3. 3	○		
委 員	ます だ ゆう こ 益 田 裕 子 会社員	2	H31. 3. 2	R05. 3. 2～ R09. 3. 1	○		

6 各課主要事業の説明及び外部評価

- | | |
|-------|---------------------|
| 教育総務課 | ① 学校給食費無償化事業 |
| | ② 小・中学校施設老朽化改修事業 |
| 学校教育課 | ③ 学力・体力向上推進事業 |
| | ④ 生徒指導推進事業 |
| 生涯学習課 | ⑤ 自主文化事業 |
| | ⑥ ジョガー駅伝競走大会実行委員会事業 |

1 事業内容

事務事業名	学校給食費無償化事業
まちづくり方針	4 <保健・医療・福祉>生き生きと笑顔で暮らせるまち
個別目標（施策）	3 安心して子どもを産み育てることができるまち
施 策（基本事業）	1 子育て支援の充実
目 的	市内又は市外の小学校又は中学校に就学する児童生徒を養育する保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができるよう支援を行う。
効 果	事業を実施することで、子育て世帯の経済的負担が軽減され、安心して子育てができる環境の整備を図ることができる。

2 自己評価

評価項目 (評価の視点)		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	学校給食法の趣旨に鑑み、心身の健全な発達のために学校給食は必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するために有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	給食食材費は、本来保護者が負担すべきであるが、無償化し、子育て世帯の経済的負担を図ることにより、子育て支援の充実が図られ妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか (目的達成度)	A	目標を達成している	A	保護者の経済的負担が軽減され、安心して子育てができる環境が整備されている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない (対象・活動量削減も不可)	A	給食食材費に対する補助であるため、事業費の削減は困難である。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である (対象変更や負担の見直しは不可能)	A	保護者が市内に住所を有し、かつ、市内及び市外の小・中学校等にに通学している世帯を対象とするとともに、食材費のみの補助であるため適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
	総合評価 (事業の方向性)	総合評価：A実施 学校給食費を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担が軽減され、安心して子育てができる環境の整備を図ることができている。 引き続き事業を継続していく必要があるが、その財源にはふるさと納税を活用しており、持続可能な取組とするためにも安定的な財源を確保する必要がある。			

3 外部評価

外部委員の意見	学校給食費の無償化については、とても良い取組である。また、無償化により学校給食費の徴収事務がなくなり、職員の負担軽減も図られ、働き方改革にも寄与している。 財源についても、ふるさと納税を活用しているが、企業版ふるさと納税の活用など、持続可能な取組とするためにも安定的な財源を確保する必要がある。 子育て世帯への負担軽減が図られる一方で、残食が多い現状があり、育ち盛りの子供たちに給食を食べてもらうためにも、食べたくなる取組と併せて食べる時間を確保する必要がある。
---------	--

事業名	小・中学校施設老朽化改修事業			所管課	教育総務課
事業費	予算額	233,450 千円	決算額	249,024,600円	

(事業概要)

1 目的

「志布志市学校施設等長寿命化計画」に基づき、維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を図る。また、学校施設に求められる機能を確保するため、地域における学校施設の役割等を考慮した上で、長期的な施設整備の計画を推進する。

国の学校環境改善交付金の財政措置を活用し、老朽に伴う外壁の劣化により生じる事故やトイレの洋式化、環境改善に伴う強化ガラスへの更新など、防災を重視した質的改善に取り組み、小・中学校21校の施設を適切に維持保全することを目的とする。

2 事業内容

■老朽化改修工事

- ・志布志小学校北側校舎老朽化改修工事

鉄筋コンクリート造 3階建 1,322㎡

内部改修：内壁浮き部改修（剥落防止）・床改修・建具改修
トイレ洋式化・乾式化

- ・有明中学校校舎老朽化改修工事

鉄筋コンクリート造 3階建 1,628㎡

外部改修：外壁浮き部改修（剥落防止）・屋上防水改修
内部改修：内壁浮き部改修（剥落防止）・床改修・建具改修
トイレ洋式化・乾式化

■次年度改修事業設計業務

- ・志布志小学校南側校舎老朽化改修工事実施設計業務委託

- ・香月小学校校舎老朽化改修工事実施設計業務委託

3 反省及び評価点

校舎の改修工事を行い、老朽化の著しい箇所については、全面改修を行った。学校行事や課外活動など教職員や児童生徒など利用者から環境改善が図られたことについて、感謝の声を聞いている。

また、トイレの整備については、長年男女別化や臭気の課題解決のため、余裕教室をトイレとして整備するなど、児童生徒たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上を図った。

今後も「志布志市学校施設等長寿命化計画」に基づき、計画的・効率的な施設整備を行うとともに、学校施設環境改善交付金などの財源措置を積極的に活用し、トータルコストの縮減を行うことにより、児童生徒の安全安心な教育環境の整備に努める。

1 事業内容

事務事業名	小・中学校施設老朽化改修事業
まちづくり方針	5 〈教育・文化〉文化・財産を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標（施策）	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施 策（基本事業）	2 学校教育の充実
目 的	学校施設については、児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、非構造部材の耐震性能の確保を含め、老朽施設の質的整備を図る。
効 果	児童生徒が安全安心で良好な学習環境で学べる。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	学校や地域活動だけではなく、災害時の避難等市民生活にも関わることから、必要な事業である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	良好な学習環境を形成するための手段として有効である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	市立小・中学校は、設置者である市が費用を負担する必要がある。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	A	学習環境の改善が図られており、目標を達成することができている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	B	トータルコストの検証により使用材料や手間を見直し、経費を削減することができるが、各地域の整備に格差が生じるおそれがある。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	市立小・中学校施設のを築年経過により年次的な改修を計画しており、公平・公正である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
	総合評価（事業の方向性）	総合評価：A実施 学校活動だけでなく、地域活動にも利用されている。環境が改善されたことにより評価も得られている。 ガラスを強化ガラスに変更するなど、防災機能の向上のための整備のほか、年次的にトイレ環境の改善を行うことにより、児童生徒にとって安全安心で良好な学習環境の整備を図る必要がある。			

3 外部評価

外部委員の意見	学校施設は、災害時の避難施設にもなっており、老朽化した施設を改修することは大事である。学校施設への空調設備の設置については、現在、特別教室等を優先して整備しているとのことであるが、体育館等については、国の動向等を注視し、今後、検討していただきたい。
---------	--

事業名		学力・体力向上推進事業		所管課	学校教育課
事業費		予算額	15,469千円	決算額	12,905,970円
(事業概要)					
1 目的					
国や県が実施する各種学力調査や体力・運動能力調査等を通して、市内小・中学校の児童生徒の学力・体力の現状について捉え、各校に学力向上アクションプランや体力育成推進プランを作成させ、授業改善を図り、家庭・地域と協働しながら学力及び体力の定着と向上を図る。					
2 事業内容					
(1) 諸検査等の実施 標準学力検査（N R TやC R T）の実施 知能検査、学習適応性検査の実施					
(2) 全国学力・学習状況調査の実施（文部科学省事業） 全国の小学6年生、中学3年生を対象に実施					
(3) 鹿児島学力・学習状況調査の実施（県事業） 県内の小学5年生、中学1・2年生を対象に実施（令和7年1月14日～24日）					
(4) 児童生徒の確かな学力の定着に向けた取組 ① 学力向上アクションプランの作成 ② 志学教室 ③ 道德教育総合支援事業 ④ キャリア教育の推進 ⑤ 幼保小連携の強化 ⑥ 理科観察実験支援事業 ⑦ 小・中連携の強化 ⑧ 小・中一貫教育の研究 ⑨ 鹿児島大学等との連携事業 ⑩ 夏休み学習教室 ⑪ 教職員へのタブレットパソコン導入 ⑫ 中学生英語技能検定実施事業					
(5) 志学教室（土曜学習教室の開催） ① 中学生を対象として、数学・英語の教科で土曜学習教室を3会場で年15回実施 ② 講座申込者92人、出席率平均55.5%（令和5年度：講座申込者130人、出席率平均53.1%）					
(6) 校内研修への指導助言 各学校の校内研修へ参加し、指導案検討、研究授業に対する指導・助言 （指導主事・学校教育専門官7人で年間延べ52回）（令和5年度は54回） （鹿児島大学教育学部教授等による指導助言 年間35回）（令和5年度は年間31回）					
(7) 児童生徒の体力向上のための取組 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施とその分析 市陸上記録会の開催 「体力アップ！チャレンジかごしま」への積極的取組 令和5・6年度県「運動大好き“かごしまっ子”」育成推進事業推進校（伊崎田中）研究公開 体育主任等研修会等に講師を招聘し、体力づくりに関する講話等の実施					
3 反省及び評価点					
(1) 全国学力・学習状況調査において、小学校は国語-4.7、算数-7.4となっており、中学校は、国語-13.1、数学-11.5となっている。鹿児島学力・学習状況調査においては、小学校、中学校とも県平均以下である。個々のつまずきに合わせ全校体制で学習支援、補充指導の充実を図っている。また、授業の充実を図るとともに、学校運営協議会の中で学力について協議するなど、地域と共に協働する道筋をつくっている。					
(2) 土曜学習教室「志学教室」は、参加しやすい環境を整え、土曜日を規則正しく過ごす習慣が定着してきている。また、出席率も50%を超え、夢プロジェクト（講演、スポーツ体験等）を通し、将来の夢の実現に向けた抱負を語る感想も多く見られた。今後も内容の更なる充実を図りたい。					
(3) 鹿児島大学教育学部教授や指導主事等が校内研修で指導助言することで、各校の研究テーマや授業改善の方策につながった。また、教職員のタブレットパソコンの導入（充足率100%）、タブレット活用に関する研修の実施（参加者35人）により、教職員のICT活用能力も向上している。					
(4) 市内全体で1年123人、2年157人、3年153人の合計433人（全生徒中53.1%）の生徒が中学校英語技能検定実施事業の助成を利用し英検を受検した。英語を意欲的に学習する生徒の増加につながった。（級保有者数：2級5人、準2級14人、3級86人、4級116人、5級158人）					
(5) 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、肥満度の割合が小5男子+4.0、小5女子+5.1、中2男子+10.9と高い。体力テストの合計点は、小5男子+0.7、小5女子+0.3で全国を上回ったが、中2男子-2.8、中2女子-1.5だった。児童生徒が運動と健康との関係性を理解し実生活に生かせるように、運動領域と保健領域、体育分野と保健分野との関連を図った指導を充実させる。また、学校だより・学級通信の配布や講演会の実施、家庭でできる取組の紹介等により、保護者、教職員、児童生徒が情報を共有し、生活習慣の改善や運動の習慣化を図る。					
(6) 「体力アップ！チャレンジかごしま」は、全学校・全学級が取り組み、複数の種目にチャレンジする学級も増加した。実施7種目において、県内10位以内に長縄エイトマン9学級、レッツ短縄跳び2学級、仲間とチャレンジ2学級が入賞するなど、各学校が主体的に取り組んだ。					

1 事業内容

事務事業名	学力・体力向上推進事業
まちづくり方針	5 <教育・文化>伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標（施策）	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施 策（基本事業）	2 学校教育の充実
目 的	国や県が実施する各種学力調査や体力・運動能力調査等を通して、市内小・中学校の児童生徒の学力・体力の現状を捉え、各学校が学力向上アクションプランや体力育成推進プランを作成することで授業改善に役立てる。更に職員研修を充実させることで教職員の資質向上を図り、家庭・地域と協働しながら学力及び体力の定着と向上を図る。
効 果	各学力調査の問題ごとの通過率や誤答傾向の分析、体力テストの結果分析を行い、各学校の学力向上アクションプランや体力向上推進プランが改善され、授業改善に役立てられている。また、鹿児島大学教授の専門性を生かした授業づくり、タブレット活用に関する研修等により教職員の資質向上が図られた。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	緊急性・必要性 は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	児童生徒に確かな学力・体力を身に付けさせることは、学校教育の課題の一つであり、学力・体力の定着・向上対策への取組は必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	児童生徒の学力・体力の実態を把握し、施策を講じるためには、極めて有効かつ重要な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	B	基本的な方針及び施策については市が実施しているが、標準学力検査（NRTやCRT）や知能検査等は民間に委ねている。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	B	県の学力に関する調査において通過率を下回る現状であるが、成果が見えつつあり、伸びる可能性が十分にある。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	B	学力検査等の単価は決められており、市としては、削減は困難であるが実施学年等の検討をする。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	学力検査等の費用を受益者負担にすることは、公教育の性質上好ましくない。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価（事業の方向性）		総合評価：A実施 国や県が実施する各種学力調査、体力・運動能力調査において、ここ数年で着実に県との差が縮まっている。しかし、学校間において差が見られる。R7年度も「楽しくてたまらない授業づくり」を市内21校の共通テーマとして設定し、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善に「チーム志布志」として取り組んでいく。また、中学生英語技能検定実施事業を生かし、英語の学習意欲の向上を図りたい。さらに、人格の完成を図る上でも、知育・徳育・体育とのバランスに配慮した学力向上は、学校教育の最大の使命であることを念頭に置き、引き続き、学力向上推進アドバイザー、情報教育推進アドバイザー、体力向上推進アドバイザー、特別支援教育推進アドバイザー、外国語教育推進アドバイザー、食育アドバイザーを委嘱し、「学校の力、家庭の取組、地域との支え合い」を合言葉にして取組を推進していく。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	体力と学力は相関関係があり、体力の向上は苦手教科の伸びに好影響がある。 本市の学力・体力についても、国・県との差が徐々に縮まってきているので、引き続き学力・体力の向上に努められたい。 チャレンジかごしまへの取組については、各学校が主体的に取り組んだ結果、多くの種目で入賞できたことは喜ばしいことである。子供たちや教職員の意欲向上につながっており、他の学習活動や学校生活にも良い影響を及ぼしていることから、一人一人の子供に配慮しながら、引き続き各学校に主体的な取組を期待したい。
-----------	---

事業名	生徒指導推進事業		所管課	学校教育課
事業費	予算額	7,366千円	決算額	7,182,946円
(事業概要)				
1 目 的				
学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、より良い生徒指導態勢を確立する。併せて、いじめ問題の早期発見・早期解決を図るとともに、新たな不登校児童生徒の出現を抑止し、学びを止めない取組を進める。				
2 事業内容				
事業	ねらいや内容		成果等	
スクールソーシャルワーカー配置 (6人)	(1) スクールソーシャルワーカー (SSW) 研修会を毎月開催し、生徒指導に係る問題等の情報を共有するとともにその解決の方策を協議する。 (2) 各学校における生徒指導に係る問題等の会議に出席し、児童生徒や保護者の相談活動に役立てる。(随時) (3) 学校いじめ防止基本方針の定める組織の一員として、いじめの未然防止、早期発見・解決に努める。		毎月末(全12回) 学校訪問等の回数 634回 (R5:664回) 家庭訪問等の回数 204回 (R5:167回) 上記の学校訪問・家庭訪問以外(教育支援センター・研修会等) 192回、計1,030回 (R5:計957回) ケース会議開催回数 5回 (R5:9回) 訪問回数は減ったが、家庭訪問や学校の会議、不登校対策連絡会等に参加して情報を共有するなど、学校と連携した取組を継続した。また、不登校児童生徒宅への定期的な家庭訪問や朝の登校支援、家庭に関する課題を抱えている児童生徒を外部的関係機関に繋ぎ、サポートを継続している。不登校生の出現率及び人数は増加しているが、令和5年度に不登校であった生徒が令和6年度は6人の生徒が30日以上欠席ではなくなった(不登校解消)。	
スクールカウンセラー配置 (3人)	(1) 県事業(一部市事業)であるスクールカウンセラー(SC)を委嘱、配置する。 (2) 臨床心理に関する高度で専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置することで、児童生徒の問題行動等の解決に資する。		全小・中学校 181回 (R5:115回) 相談回数 477回 (R5:587回) 上記の実績により、不登校、いじめ、問題行動に関するカウンセリングだけでなく、交通事故に係る緊急なカウンセリングなどの個別の状況に応じた支援方を助言いただき、児童生徒が安心して学校生活を送れるようになったり、別室登校や市教育支援センターにつなげたりするなど、状況の改善が図られるケースが増えてきた。	
子どものサポート体制整備事業 (市教育支援センター学びの多様化教室松風)	(1) 不登校や不登校傾向にある児童生徒に対して市教育支援センター学びの多様化教室松風へ通所を推奨し、学校や保護者と連携を図りながら学校へ復帰するための支援を行う。 (2) 午前はタブレット等を利用した教科学習や自立活動を行い、それぞれの課題に応じた学びに取り組むとともに、午後は体育館でバドミントン等の運動を通して基礎体力を身に付けさせたり、ゲーム等を通したコミュニケーション能力を高めたりする活動を行う。 (3) 校外での社会科見学や農作物栽培等の農作業など、様々な体験活動を通して豊かな心を育めるようにする。 (4) 年2回の保護者会を開催する。		通所児童生徒数18人(中学生15人、小学生3人) (R5:18人(中学生13人、小学生5人)) 不登校で学習する機会が少なかった中学3年生に対して、個に応じた学習支援や生活改善への指導等により、5人全員が希望する高等学校へ進学した。 タブレット(スタディサプリ・AIドリル)等を活用した教科学習、社会的自立に向けた農作業や異学年交流の運動、オリジナルの運動会の開催を通して学校や保護者とのつながりを再構築したことで、小学生と中学生の7人は、在籍学校への登校ができるようになり、学校と松風の両方で学びを続けている。 市教育支援センター学びの多様化教室松風での学習や様々な活動の様子を保護者会で説明し、オリジナルの運動会に保護者も一緒に参加したことで、児童生徒の様子を見ることができたため、保護者との連携が深まり、通所生の通所日数が増加した。	
生徒指導に関する月例報告	各小・中学校の生徒指導に関する問題行動や家庭・地域との連携の状況を月ごとに把握し指導に生かす。また、全学校における魅力ある学校づくりと発達支持的生徒指導の充実、小中連携・学習者主体の授業づくりを推進する。		いじめ事案や問題行動等の対応について学校と連携を図りながら指導・支援することができ、いじめ事案や問題行動の解決につなげることができた。 いじめの認知件数 413件 (R5:450件) 不登校(年間30日以上欠席)者数 77人 (R5:74人)	
3 反省及び評価点				
(1) スクールソーシャルワーカー配置事業の実施により、児童生徒や保護者、学校の実態に応じた訪問活動の充実が図られ、今後も学校と連携し、新たな不登校を出さないための取組や関係課との連携を継続していく必要がある。				
(2) 心理面で悩みを抱える児童生徒の相談や不登校、問題行動等に対する教職員の指導方法等に対し、スクールカウンセラー(臨床心理師・公認心理士)から指導・助言をいただくことにより、学校・教育委員会・保護者がチームとして問題解決が図られた。				
(3) 市教育支援センター学びの多様化教室松風では、社会的自立を目指し、コミュニケーション力や体力の向上、生活習慣の改善を図るとともに、中学3年生の進路指導においては、学校と緊密な連携を図り、希望校への進学につながった。				
(4) 長期休業中における共通指導項目等を確認し、組織的指導体制の整備を図ることができた。				
(5) 毎月のいじめ・不登校・問題行動・虐待の状況を把握し、各学校の指導状況、改善状況等を分析することにより、その後の指導を適切に行うことができた。				
(6) 全ての学校において魅力ある学校づくりと発達支持的生徒指導の充実に努め、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」に取り組み、不登校の解消生徒を増やすことができた。今後も学校と連携した不登校対策に取り組む必要がある。				
(7) 公認心理士を1人配置し、子育てに悩んでいる保護者への相談支援体制の充実を図ることができた。				
(8) 発達障害等の疑いのある児童生徒への対応について、包括連携協定を締結している鹿児島大学をはじめ諸関係機関との連携を図るとともに、更なる教職員や保護者の研修機会の充実を図る必要がある。				
(9) 市教育支援センター学びの多様化教室松風の活動の充実と志布志市立学びの多様化学校の設置に向けて、「市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会」を設置し、協議を進めており、令和8年4月開校予定である。				

1 事業内容

事務事業名	生徒指導推進事業
まちづくり方針	5 <教育・文化>伝統・文化を守り育みく、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標（施策）	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施 策（基本事業）	2 学校教育の充実
目 的	学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、より良い生徒指導態勢を確立する。併せて、いじめ問題の早期発見・早期解決を図るとともに、新たな不登校児童生徒の出現を抑止し、学びを止めない取組を進める。
効 果	該当児童生徒を取り巻く諸関係機関との連携が図られ、解決に向けてより良い方策を模索する態勢が整備できてきた。また、いじめ問題の早期発見、早期解決や不登校の継続数の減少も図られてきた。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	緊急性・必要性 は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	不登校問題は依然として本市の抱える喫緊の課題である。新規の不登校児童生徒が出現しないよう、魅力ある学校づくり、小中連携、学力の向上、生活習慣の確立に向けて、今後も学校・家庭・地域が一体となって具体策を講じていく。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校教育専門官、特別支援教育相談員による関係機関との連携をはじめ、各学校においても組織的な取組ができており、非常に有効な手段となっている。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域・関係機関等との連携は不可欠であり、児童生徒の健全育成に向けて市が社会総ぐるみで推進していく体制を整える必要がある。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	B	いじめ問題については早期発見・早期解決が図られ、過去の事案も経過観察を継続できている。しかし、不登校生の出現率・人数が3.18%77人（小1.74%28人、中6.00%49人）で、昨年度の出現率・人数の2.98%74人（小1.63%27人、中5.66%47人）より増加したもので、減少できるように管理職研修会や生徒指導主任担当者会などで啓発を図る。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	A	課題を解決し、人格の完成を図る上からも喫緊の課題が残されており、削減は不可能である。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	在籍する全ての児童生徒に起こりうる問題であり、公教育の性質上、市が負担すべきである。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 （事業の方向性）		総合評価：A実施 いじめや不登校問題等は、在籍する全ての児童生徒に起こりうる問題である。また、いつ、どこで発生するかを予測することは大変難しい問題であり、今後も市として継続的で一体的な対応が必要である。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置事業、市教育支援センター学びの多様化教室松風等や関係機関等と連携を深めるとともに、専門的な知見を有する大学研究者や状況によっては弁護士・公認心理士からの助言も受けながら、問題の未然防止と初期対応、解決に取り組まなければならない。 また、新たな不登校児童生徒の出現の抑止や児童生徒の学びを止めない取組の充実のために、児童生徒にとって安心して過ごせる居場所づくりに、学校、保護者、地域社会と一体となった取組を更に進めていく必要がある。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	松風を視察して、通所生たちが会議でも積極的に発言し、生き生きとしている姿を見ることができた。子供たちにとって、良い学びの場になっている。引き続き、学校現場とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に努めていただきたい。 いじめについては、小さいうちに芽を摘むための取組や中学校ではいじめが発覚しにくいので、教職員のアンテナを高くして対処していく取組を継続するとともに、小学校では、冷やかしかからかいが多いため、言葉遣いの指導に努めていただきたい。 不登校については、いつどこで発生するか分からないので、引き続き支援の充実を図っていただきたい。
-----------	--

事業名	自主文化事業			所管課	生涯学習課
事業費	予算額	11,328千円	決算額	10,923,750円	

(事業概要)

1 目的

鑑賞型芸術文化事業等を企画実施し、市民に優れた舞台芸術鑑賞の機会を創出し、市民生活の潤いと心の豊かさを高める

2 事業内容

(1) 鹿児島交響楽団志布志市コンサート

8月18日(日) 14時 志布志市文化会館

入場無料 来場者：700人

概要：株式会社コバルト技建の協賛により、鹿児島交響楽団のコンサートを実施した。総勢60人のフルオーケストラの演奏が行われた。

(2) 海老原喜之助 生誕120周年記念作品展

9月10日(火)から9月20日(金)まで 志布志市文化会館

観覧料無料 来場者：640人

概要：志布志中学校(現志布志高校)に在学していた、海老原喜之助の生誕120周年として記念作品展を実施。水彩、素描、リトグラフの展示を行い、期間中は、海老原あかね氏(実孫)が作品の紹介を行った。

(3) グレープカンパニー お笑いライブ

3月16日(日) 14時 志布志市文化会館

全席指定3,000円(当日3,500円) 来場者：530人

概要：グレープカンパニー所属の芸人5組によるお笑いライブを開催した。

(4) 劇団四季ファミリーミュージカル「ふたりのロッテ」

3月23日(日) 17時30分開演 志布志市文化会館

観覧料 大人 S席5,000円/A席3,000円

高校生以下 S席2,000円/A席1,500円

来場者：641人

概要：劇団四季ファミリーミュージカル「ふたりのロッテ」の公演を開催した。

3 反省及び評価点

劇団四季ファミリーミュージカルは、コロナ禍により中止の時期があったが、20年以上継続して実施しており、市民に優れた舞台芸術鑑賞の機会を創出している。チケットの売れ行きについては、演目によって異なるが、販売目標を達成するため、テレビ、新聞等も活用しプロモーションを行っている。

その他にも、コンサート等を企画しており、継続して、市民生活の潤いと個々の豊かさを高めるために、ニーズの把握を行っていききたい。

1 事業内容

事務事業名	自主文化事業
まちづくり方針	5 <教育・文化>伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標（施策）	3 文化を守り・育み・つなげるまちをつくる
施 策（基本事業）	1 文化芸術活動の支援と文化事業の推進
目 的	コンサート公演、文化講演会、ミュージカル公演等を開催することによって市民の文化振興及び文化意識の高揚を図り、地域の活性化と市民生活に潤いを与える。
効 果	市民が地元にいながら質の高い生の芸術文化に触れることで、文化意識及び学習意欲が高まる。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	B	地域の文化振興や文化意識の高揚を図り、地域の活性化と市民生活に潤いを与えるため、必要性は高い。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	B	質の高い生の芸術文化に触れることは、有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	民間業者が文化会館等を借上げて事業を実施することもあるが、出演者を選択できないため、ニーズに合った企画を市が実施する必要がある。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	B	公演によっては、6割から7割のチケットの販売実績となり、目標を若干下回ることもあり、市民のニーズにマッチした事業を展開出来た。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	A	公演委託費や周知宣伝費が主な経費であるため、これ以上の経費の削減は難しい。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	市内全域にわたり公平に周知活動を行っており適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
	総合評価（事業の方向性）	総合評価：A実施 地域の文化振興や文化意識の高揚を図り、地域の活性化と市民生活に潤いを与える必要な事業であり、市民が質の高い生の芸術文化に触れ、文化意識及び学習意欲を高めるためにも引き続き必要な事業であると考える。 今後も市民ニーズに合わせた事業の選考に努めたい。			

3 外部評価

外部委員の意見	質の高い催しが市民に提供されており、非常に有意義な事業である。また、今後も同様の質の高い催しの実施に努め、多くの市民に鑑賞していただけるような取組を期待する。
---------	---

事業名	ジョガー駅伝競走大会実行委員会事業			所管課	生涯学習課
事業費	予算額	255千円	決算額	255,000円	

(事業概要)

1 目的

駅伝を通じて、走る喜び走る楽しさを味わいつつ、参加者の連携と親睦を深める。
また、スポーツ精神の高揚、青少年の育成及び健康の増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

ジョガー駅伝競走大会の開催

期日：令和7年1月13日（月・祝）

場所：志布志運動公園陸上競技場周辺

距離：小学生の部 総距離 8.0km（1区：1.92km、2区～5区：1.52km）

一般の部 総距離13.6km（全5区間：2.72km）

参加チーム数

小学生の部：27チーム(5)

一般の部：15チーム(3)

※()内は市外からの参加チーム数

回数 【開催年度】	第12回 【H29】	第13回 【H30】	第14回 【R1】	第15回 【R2】	第16回 【R3】	第17回 【R4】	第18回 【R5】
小学生の部	60(8)	48(8)	53(7)	48(9)	中止	25(6)	29(8)
一般の部	32(17)	45(13)	32(10)	31(8)		15(0)	11(3)
総数	85(25)	93(21)	85(17)	79(17)		40(6)	40(11)

3 反省及び評価点

参加チーム数は新型コロナの影響を受ける前から年々減少傾向にあり、新型コロナの影響で中止を余儀なくされて以降、参加チームは激減している。以前は大会当日のおもてなしとして、スポーツ推進委員によるぜんざいや若葉会によるお茶の振舞いを行っていたが、コロナ以降は衛生面への配慮からお茶の振る舞いのみとしている。

参加チーム減少の原因として、大会の競技方法を含む大会形式のマンネリ化、単なる競争大会では一般ランナーには魅力が少なく、イベントとしては物足りなさを感じられていることが考えられる。

今後、参加者の増加を図るためには、走る以外の付加価値のある要素が必要であると考えられ、大会方式の刷新を図る過渡期が到来していることから、競技者から市民ランナーまで幅広く参加できるようなイベントとするために変化が求められている。

1 事業内容

事務事業名	ジョーガー駅伝競走大会実行委員会
まちづくり方針	5 <教育・文化>心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
個別目標（施策）	2 多様な志を育むまち
施 策（基本事業）	3 スポーツ活動の推進
目 的	駅伝を通じて、走る喜びや走る楽しさを味わいつつ、参加者の連携と親睦を深める。また、スポーツ精神の高揚と青少年の育成と健康の増進を図ることを目的とする。
効 果	小学生の部においては、スポーツ少年団の参加が多く、普段とは違う競技を通しチームの連携を深めることができる。一般の部の中・高校生については競技力の向上が図られ、社会人については運動のきっかけづくり及び健康増進が図られる。

2 自己評価

評価項目（評価の視点）		評 価 区 分		判定	理 由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	B	市民の親睦・運動のきっかけづくり・健康増進の場として必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	B	「走る」という誰でも参加しやすい内容となっており妥当である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	B	総合型地域スポーツクラブとの連携は検討の余地がある。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか（目的達成度）	A	目標を達成している	B	参加チームは減少傾向にあるが、大会の手法に工夫を凝らすことで、今後は更に参加者増加が見込める。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない（対象・活動量削減も不可）	B	経費を削減することで、大会装飾や参加賞等に影響があることから、大会が簡素なものとなる可能性がある。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）	A	市内全域にわたり公平に周知活動を行っており適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
	総合評価 （事業の方向性）	総合評価：A実施 成人のスポーツ実施率65%以上を達成するために、親睦・運動のきっかけづくりとなり、引き続き必要な事業であるが、今後は、参加者の増加が見込まれるような新たな仕掛けが必要である。			

3 外部評価

外部委員の意見	大会がマンネリ化し、参加者が減少しているとのことであったが、本市出身の有名な競技者の方々を招くなどして、大会を盛り上げていただきたい。 鹿屋体育大学との連携協定を踏まえ、参加者が増えるような取組を期待する。 これをきっかけにして、子供たちや多くの市民がスポーツに親しむための足掛かりにしていきたい。
---------	---

7 志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、志布志市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務の点検結果の評価に関すること。
- (2) 教育委員会教育長及び委員の活動状況の点検結果の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年3月26日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成27年3月25日教委告示第1号）

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この告示による改正後の志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程第2条の規定は適用せず、この告示による改正前の志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程第2条の規定は、なおその効力を有する。

8 志布志市教育委員会 外部評価委員会委員名簿

任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日

番号	氏 名	適 用
1	谷 口 誠 一	第3条第2項による
2	山 重 友紀子	第3条第2項による
3	小 窪 久美子	第3条第2項による
4	松 永 武 人	第3条第2項による
5	松 山 武	第3条第2項による

